

第 I 章 総 則

1 総則

1. 1 目的

給水装置工事設計施行指針（以下「施行指針」という。）は、南アルプス市水道給水条例（以下「給水条例」という。）、南アルプス市水道条例施行規程（以下「施行規程」という。）及び南アルプス市水道給水装置の構造、工事、材料、工事費の算出方法等に関する規程（以下「構造規定」という。）に規定する給水装置及び受水槽以下の装置の工事設計施行等の手続き方法及び基準等についての必要事項を定め、工事の適正な施行を確保することを目的とする。

1. 2 関係法令等の遵守

給水装置工事の施行に当たっては、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）、法施行令（以下「政令」という。）、給水条例及び施行規程等の関係法令を遵守しなければならない。

1. 3 給水装置の定義

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう（法第 3 条第 9 項）。この定義のうちにある配水管、給水管および給水用具とは次のようなものである。

- 1 「配水管」とは、配水池または配水ポンプを起点として配水するために敷設した管をいう。
- 2 「給水管」とは、配水管や既設の給水装置から導水するために、宅地や家屋内に引き込まれる管をいう。この管の種類には、ダクタイル鋳鉄管、硬質塩化ビニル管など多種類がある。また、管径も多種あるが、概して 13～25mm 位の小口径のものが最も多く、工場、高層建築用などには 75～300mm 位の管径もある。
- 3 「給水用具」とは、機構的に直接結合して一体をなして有圧のまま給水できる用具をいい、口径 13～40mm までの給水装置に使用する給水用具としては、分水栓、止水栓、給水栓などがあり、口径 50mm 以上の場合には T 字管、制水弁などの給水用具を使用する。

1. 4 用語の定義

- 1 「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供

給する施設の総体をいう。

- 2 「水道事業」とは、一般の需要に応じて、計画給水人口が 100 人を超える水道により水を供給する事業をいう。
- 3 「水道事業者」とは、厚生労働大臣等の水道事業の経営の認可を受けた者をいう。
- 4 「簡易水道事業」とは、計画給水人口が 5 千人以下である水道によって、水を供給する水道事業をいう。
- 5 「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道で、100 人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの、もしくはその水道施設の 1 日最大給水量が飲用その他生活の用に供することを目的とする水量が 20 m³を超えるものをいう。
- 6 「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。
ただし、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられた水槽の有効容量の合計が 10 m³以下のものは除かれる。
- 7 「特殊集団住宅」とは、高層集団住宅等各戸に給水のための端末装置を持つ特殊な共同住宅であつて、水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が、共同住宅の専用給水装置の所有者（以下「所有者」という。）からの申請により認められたものをいう。
- 8 「水道施設」とは、水道のために設けられる取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水の施設であつて、水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。
- 9 「私設補助管」とは、配水管又は給水管から分岐して設置（主に宅地内の止水栓まで）されるもので、給水契約を必要としない給水装置をいう。
- 10 「専用給水装置」とは、給水装置のうち 1 世帯又は 1 箇所専用するものをいう。
- 11 「共用給水装置」とは、一般には 2（世帯・戸）もしくは 2 箇所以上の共同使用に供するため屋外など設置された給水栓をいう。
- 12 「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（法施行規則第 13 条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）及び撤去の工事をいう。
- 13 「給水装置工事事業者」とは、水道事業者の給水区域において給水装置が構造材質基準に適合することを確保するため、水道事業者が給水装置工事を適正に施行することができることを認め、指定された者をいう。
- 14 「給水装置工事主任技術者」とは、厚生労働大臣が行う給水装置工事主任技術者試験に合格し、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者で、指定給水装置工事事業者の選任を受け、給水装置工事の技術上の管理や従事者の指揮監督等、水道法第 25 条の 4 第 3 項に掲げる職務を行う者をいう。

- 1 5 「供給規程」とは、水道事業者と水道使用者との間に締結される給水契約の内容を
を定めたものをいう。

1. 5 給水装置工事

1 申込み

給水装置工事（修繕を除く。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。（給水条例第5条）

2 費用負担

給水装置工事に要する費用は、当該給水装置工事の申込者の負担とする。（給水条例第6条）

3 工事の施行

給水装置工事は、管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者又は指定給水装置工事事業者が施行する。（給水条例第7条）

4 構造及び材質の基準

（1）給水装置工事をする者及び当該工事を施行する者は、政令第6条に定める基準に適合させなければならない。

（2）給水装置工事をする者及び当該工事を施行する者は、政令に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。

5 給水管及び給水用具の指定

（1）管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。（給水条例第8条第1項）

（2）管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。（給水条例第8条第2項）